

軍事大国への大転換阻止を

安保三文書改定をめぐって

◆特集にあたって

二〇二二年一月二日、岸田自公政権は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の「安保三文書」を閣議決定した。安保三文書に関しては朝日新聞や毎日新聞、東京新聞などの新聞だけでなく、改憲賛成の立場の新聞も「歴史的転換」「産経新聞」二〇二二年一月二七日付、「戦後政策を転換」「読売新聞」二〇二二年一月二七日付、「安保政策を転換」「日本経済新聞」二〇二二年一月二七日と評している。そもそも「国家安全保障戦略」五頁で「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである」と明記されている。では、戦後の安保政策がどのように変容したのか。

前田哲男論文ではそれまでの安保政策文書との対比でその変容が明らかにされる。一九五七年の「国防の基本方針」では曲がりなりにも憲法への配慮が感じられるが、今回の安保三文書では憲法への配慮がかなぐり捨てられている実態が前田論文では明らかにされている。そして「安保政策の転換」の実態を明らかにするに際しては過去の政策との対比に加え、今回の安

保三文書の内容を詳細に検討することも必要となる。こうした検討が大内要三論文でなされる。大内論文は具体的な兵器（の性能）に言及した上で安保三文書の危険性を提起する点でも極めて有益な論文である。そして今回の安保三文書で戦争に巻き込まれる危険性、「捨て石」とされる危険性が高い地域の一つが「沖縄」になる。高良沙哉論文では、安保三文書が沖縄にもたらす危険性が白日の下にさらされている。「防衛力整備計画」二八頁では、「南西地域における衛生機能の強化に当たっては、自衛隊那覇病院の機能及び抗たん性攻撃を受けても機能を失わずに軍事的活動を実施する能力。飯島による補足説明」を拡充することが有効と考えられることから、同病院の病床の増加、診療科の増設、地下等の機能強化を図る」とされている（ゴシックは飯島による強調）。こうした記述からも、南西地域や沖縄本島じたいが攻撃対象として想定されていることが分かる。政府関連文書によれば、二〇一三年の「国家安全保障戦略」が外交と防衛を中心とした安全保障政策の文書になっているのに対して、

今回、閣議決定された「国家安全保障戦略」では、「経済安保、技術、情報等の分野にも安全保障上の指針を与えるもの」とされている。今回の安保三文書では経済、技術、情報も「国家安全保障」の名目で国の管理下に置くことが目指されている。さらに自治体や海上保安庁、空港、港湾などの施設も「安全保障」の名目で国の管理下に置くことが目指されている。高良論文ではとりわけ沖縄で戦争遂行体制構築・日米軍事訓練が着々と進められている実態も明らかにされている。そして今回の安保三文書、これは日本を守るためではなく、アメリカの軍事戦略の一端を担うための政策決定であることが布施祐仁論文で紹介されている。第一列島線での自衛隊配備・強化や「敵基地攻撃能力の保有」すら、実は日本を守るためではなく「米軍の戦力を補



▲今回の安保三文書に基づき与那国島でミサイル基地の予定地とされる場所(2023年1月 飯島撮影)

完するもの」であることがさまざまな資料に基づき説得的に論証されている。今回の安保三文書の特徴の一つ、それは軍事費の大増額である。「防衛力整備計画」三〇頁では、軍事費も「二〇二七年度から二〇二七年度までの五年間」に「四三兆円程度」とされた。「国家

安全保障戦略」一九頁では、二〇二七年度には「現在の国内総生産(GDP)の二%に達するよう、所要の措置を講ずる」とされた。こうした軍事費(防衛費)の大増額がいまの日本で適切なのか。能澤通夫論文ではその不適切さが財政の側面からあぶりだされる。安保三文書では「民主主義」「法の支配」等の言葉が頻繁に繰り返されているが、そうした価値を真摯に履行しようとするのであれば、安保三文書の決定過程や内容も「民主主義」「法の支配」に合致するものでなければならぬ。今回の安保三文書の決定手法が「国民主権と憲法にもとづく政治への配慮を軽んじている」ものであり、内容も「憲法九条の下での平和実現の努力を台無しにする重大な逸脱」であることが小沢隆一論文で明らかにされる。

本特集各論文で明らかにされたこと、それは今回の安保三文書が日本の市民の平和と安全を守るどころか危険を呼び込むものであり、憲法違反と言わざるを得ない閣議決定ということである。日本市民の平和と命、暮らしを守るためには今回の安保三文書は撤回され、その実施が阻止されなければならない。本特集は、安保三文書の危険性を社会に提起することを通じて安保三文書を撤回・阻止する運動にとつて極めて有益なものとなる。ただ、「安保三文書は危険だ」というだけでは撤回・阻止にまで追い込むことは困難である。どうすれば市民の平和と命、暮らしを守るか、その「対抗構想」を出さない限り、日本の市民に安心を与えることができない。小沢隆一論文でもその指針が提示されているが、猿田佐世論文と稲正樹論文は日本に戦争の危険をもたらす「安保三文書」に代わり、日本の平和と安全をもたらす重要な提言となっている。猿田、稲論文を通じて今後の日本の平和構築についての議論を深化させることも今後の重要な課題となる。

(「法と民主主義」編集委員会 飯島滋明)